

## 2021 年度 全県分の水質調査結果

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号）」（以下「指導指針」という。）に基づき、2021年度に本県及び水質汚濁防止法政令市が調査を実施した21ゴルフ場（県9ゴルフ場、岡崎市5ゴルフ場、春日井市2ゴルフ場、豊田市5ゴルフ場）の農薬水質調査結果は、以下のとおりであり、指導指針に定める指針値の超過はありませんでした。

## 1 ゴルフ場農薬水質調査結果総括表（全県分）

区 分	分析した農薬 の種類	調査実施ゴルフ場数		延べ検体数	
			指針値超過		指針値超過 検体数
殺虫剤	18	14	0	52	0
殺菌剤	43	21	0	151	0
除草剤	37	14	0	76	0
植物成長 調整剤	4	7	0	10	0
全 体	102	21	0	289	0

注：延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

## 2 農薬別の水質調査結果（全県分）

（単位：mg/L）

区分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値 ※注1	水産指針値 ※注2
殺虫剤	イソキサチオン	N. D.	0.05	0.0002
	エトフェンプロックス	N. D.	0.82	0.0067
	クロチアニジン	N. D.	2.5	0.028
	クロラントラニリプロール	N. D.	6.9	0.029
	クロルピリホス	N. D.	0.02	0.00046
	クロルフルアズロン	N. D. ~0.00004	0.87	0.00029
	ダイアジノン	N. D.	0.02	0.00077
	チアメトキサム	N. D. ~0.003	0.47	0.035
	チオジカルブ	N. D.	0.8	0.027
	ビフェントリン	N. D.	0.26	0.000058
	フィプロニル	N. D.	0.005	0.00024
	フェニトロチオン又はME P	N. D.	0.13	—
	フェノブカルブ又はB PMC	N. D.	0.34	0.019
	フルキサメタミド	N. D.	0.22	0.039
	フルベンジアミド	N. D.	0.45	0.058
	ベルメトリン	N. D.	1	0.0017
	ミルベメクチン	N. D.	0.7	0.01
	メトキシフェノジド	N. D.	2.6	3.7
殺菌剤	アゾキシストロビン	N. D.	4.7	0.28
	アミスルブロム	N. D.	2	0.036
	イソプロチオラン	N. D.	2.6	9.2
	イプロジオン	N. D.	3	1.8
	イミノクタジン酢酸塩及びイミノクタジンアルベシル酸塩*（イミノクタジンとして）	N. D.	0.061	0.027
	イミベンコナゾール	N. D.	0.26	0.18
	オキシテトラサイクリン	N. D.	0.7	0.84
	オキシ銅又は有機銅	N. D.	0.2	0.018
	キャプタン	N. D.	2	0.026
	クロロタロニル又はT P N	N. D.	0.47	0.08
	シアゾファミド	N. D.	4.5	0.088
	ジフェノコナゾール	N. D.	0.25	0.75
	ジラム	N. D.	—	0.0096
	ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン	N. D.	—	4.1
	チウラム	N. D.	0.2	0.1
	チオファネートメチル	N. D.	3	1
	チフルザミド	N. D. ~0.001	0.37	1.4
	テブコナゾール	N. D.	0.77	2.6
	トリフロキシストロビン	N. D.	1	0.015
	トルクロホスメチル	N. D.	2	0.93
バリダマイシンA又はバリダマイシン	N. D.	9.5	100	
ピカルブトラゾクス	N. D.	0.61	0.34	

区分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値 ※注1	水産指針値 ※注2
殺菌剤	ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール	N. D.	1	28
	ピラクロストロビン	N. D.	0.9	0.006
	ピリベンカルブ	N. D.	1	0.6
	フルキサピロキサド	N. D. ~0.002	0.55	0.29
	フルジオキソニル	N. D.	8.7	0.77
	フルトラニル	N. D.	2.3	3.1
	プロバモカルブ塩酸塩	N. D.	7.7	100
	プロピコナゾール	N. D.	0.5	5.6
	プロピネブ	N. D.	—	0.21
	ヘキサコナゾール	N. D.	0.12	2.9
	ペンシクロン	N. D.	1.4	1
	ベンチオピラド	N. D.	2	0.56
	ペンフルフェン	N. D.	0.53	0.1
	ボスカリド	N. D.	1.1	5
	ホセチルアルミニウム又はホセチル	N. D.	23	28
	ポリオキシンド亜鉛塩	N. D.	—	4
	マンゼブ	N. D.	—	0.12
	ミクロブタニル	N. D.	0.63	9.7
	メタラキシル及びメタラキシルM	N. D.	0.58	95
	メトコナゾール	N. D.	0.5	2.1
メプロニル	N. D.	1	4.2	
除草剤	MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩* (MCPAとして)	N. D.	0.051	61
	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	N. D.	10	90
	アトラジン	N. D.	—	1.5
	アラクロール	N. D.	0.2	0.047
	エトベンザニド	N. D.	1.1	0.78
	オキサジクロメホン	N. D.	0.24	8.3
	キノクラミン又はACN	N. D.	0.055	0.063
	グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム塩* (グリホサートとして)	N. D.	26.6	62
	クロリムロンエチル	N. D.	2	0.037
	クロルプロファミン又はIPC	N. D.	1	3.7
	ジカンバ又はMDBA、ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩及びジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩* (ジカンバ又はMDBAとして)	N. D.	9.3	88
	シクロスルファミンロン	N. D.	0.8	0.035
	ジチオピル	N. D.	0.095	0.56
	シマジン又はCAT	N. D.	0.03	1.7
	トリアジフラム	N. D.	0.23	2.5
トリフロキシスルフロキサリウム塩	N. D.	—	0.28	

区分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値 ※注1	水産指針値 ※注2
除草剤	ナプロパミド	N. D.	0.3	6.8
	ニコスルフロシ	N. D.	—	98
	ハロスルフロシメチル	N. D. ~0.001	2.6	0.05
	ビスピリバクナトリウム塩	N. D.	—	12
	ピラゾスルフロシエチル	N. D.	0.2	0.0087
	ピラフルフェンエチル	N. D.	4.5	0.0082
	ピリブチカルブ	N. D.	0.23	0.1
	ピロキサスルホン	N. D.	0.5	0.0074
	フェノキサスルホン	N. D.	4.5	0.0093
	ブタミホス	N. D.	0.2	0.62
	フルポキサム	N. D.	0.21	2.3
	プロジアミン	N. D.	1.7	0.0046
	プロピザミド	N. D.	0.5	4.7
	ペンディメタリン	N. D.	3.1	0.14
	ベンフルラリン又はベスロジン	N. D.	0.1	0.029
	ホラムスルフロシ	N. D.	13	97
	メコプロップカリウム塩又はMCPPカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩*(メコプロップ又はMCPPとして)	N. D.	0.47	81
	メソトリオン	N. D.	0.07	43
	メタミホップ	N. D.	0.11	0.28
	メトラクロール及びS-メトラクロール	N. D.	2.5	0.23
ヨードスルフロシメチルナトリウム塩	N. D.	—	0.61	
植物成長調整剤	エテホン	N. D.	—	71
	トリネキサパックエチル	N. D.	0.15	57
	フルルプリミドール	N. D.	0.39	11
	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	N. D.	1.6	19

注1 水濁指針値は、農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値又は指導指針別表に掲げる値

注2 水産指針値は、農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値

注3 測定結果の「N.D.」は報告下限値未満を示す。報告下限値は各調査機関により異なる。

注4 指針値の「—」は指針値が設定されていないことを示す。

注5 \*印の農薬は、複数の農薬を（ ）内の1成分として測定し、評価している。